

第15 技術管理

公共工事の品質確保等に関する取組の推進

(1) 設計

ア 技術活用検討委員会

社会資本の整備にあたっては、コスト縮減、安全安心の確保、環境保全対策等の建設分野を取り巻く諸課題に対応していく必要があることから、民間等で開発された有用な技術等を選定するとともに、重要構造物の工種・工法の選択決定、計画条件や設計書の審査の充実を図るため、技術活用検討委員会を設置しています。

イ 設計VE

建設工事の品質確保を図りつつ建設費をより一層低減するため、設計段階にVE（バリューエンジニアリング）を実施しています。

(2) 積算

公共工事の価格を算出するために行う積算作業は、国土交通省が策定した積算基準に基づいて実施しています。なお、工事費の算出にあたっては、令和6年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、市場における労務、資材、機材の取引価格を適正に反映しています。

(3) 入札・契約

ア 総合評価方式

県民生活及び経済活動の基盤となる社会資本の良質な整備を実施するため、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるよう、総合評価方式を推進しています。

また、市町村が実施する総合評価方式の支援として、県が実施する学識経験者への意見聴取の場を提供しています。

イ 適切な設計変更

設計変更の手続きを明確化し、業務の円滑化及び適正化を図るため、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン」及び「土木設計業務等変更ガイドライン」を制定しています。

(4) 施工管理

ア 建設工事等検査

工事実施状況や工事目的物の出来形・品質を確認し評価するため、千葉県建設工事検査要綱等に基づき、建設工事及び委託設計業務の検査を行っています。

イ 建設工事安全対策

県が発注する建設工事の安全対策を推進するため、「建設工事安全対策委員会」を設置し、設計時の安全審査、施工条件の検討、工事施工中の安全点検等、建設工事における安全確保に関する施策を実施しています。

ウ 電子納品

県土整備部では、災害復旧事業等の一部の例外を除き、全ての工事、業務に対して効率化、ペーパーレス、省スペース化を目的に電子納品を実施しています。

循環型社会の構築

(1) 建設副産物対策

循環型社会を構築するため、建設工事に伴って発生するアスファルト・コンクリート塊などの建設副産物や建設発生土について、国土交通省が策定した「建設リサイクル推進計画」に基づき、再資源化や適正処理などの対策を進めています。

(具体的な取り組み)

- ①建設廃棄物の発生抑制
- ②建設リサイクル法に基づく分別解体の徹底
- ③建設廃棄物の再資源化・縮減
- ④建設廃棄物の適正処理
- ⑤再使用・再生資材の利用促進
- ⑥公共工事土量調査及び建設副産物実態調査の実施



解体工事現場のパトロール

(2) 建設リサイクル

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)では、解体工事業を営もうとする者は工事を行う区域を管轄する知事の登録を受けることが義務付けられています。

また、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)を用いた建築物や工作物の解体工事、新築工事等で一定規模以上のものは、事前の届出や工事現場での分別解体、廃棄物の再資源化が義務付けられています。

県では、解体工事業者の登録や対象建設工事の事前届出等に関する事務を行うとともに、工事現場のパトロールを実施し、法の実効性の確保に努めています。

新技術の活用等

県では、新技術活用に向けた取組の一環として、民間で開発された有用な新技術について、新技術発表会を開催し公共工事への新技術の活用・導入を図っています。

特に、県内企業が開発した新技術については、「ちば千産技術」として、発表会及びホームページへの掲載等により、広く情報発信しています。



ちば千産技術・新技術発表会

生産性向上・担い手確保

(1) インフラ分野のDXの推進

社会経済状況の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、県民のニーズを基に社会資本や公共サービスを変革すると共に、業務そのものや、組織、プロセス、建設業などの働き方を変革し、インフラへの県民理解を促進すると共に、安全・安心で豊かな生活を実現すべく、インフラ分野のDXの推進に努めており、2022年6月に「千葉県県土整備部インフラDX検討会議」を設置し、ICT活用工事を始め、BIM/CIM活用、3次元測量等の各種施策に取り組んでいます。

なお、ICT活用工事は、建設現場の生産性向上に向けて、調査・測量、設計、施工等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを活用するものであり、現在「ICT土工」を始め13工種を適用対象としてICTの全面的な活用を促進しています。



ICT活用工事

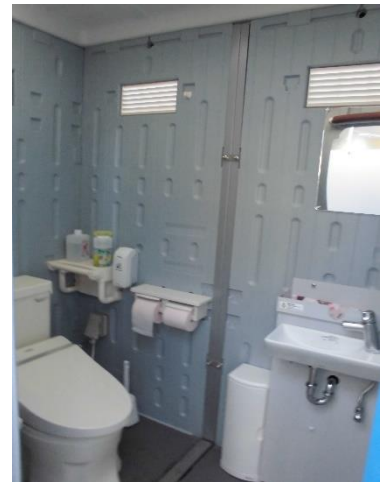
（２）職場環境の改善

ア 週休２日制適用工事

公共工事の品質確保や担い手の中長期的育成・確保のため、建設業に若手が入職しやすい環境を整える取組として、平成２７年度から工事現場の週休２日制適用工事を試行しています。令和４年４月からは、対象工事の全てを発注者指定型とし、同年１０月からは、対象工事を拡大するとともに、技術者及び技能労働者が交代しながら４週８休以上の休日確保に取り組む週休２日交替制工事を導入しました。また、令和６年１０月から全ての工事において月単位の週休２日を導入し、取組の更なる普及促進に努めています。

イ 快適トイレ

建設業における将来の担い手確保に向けた取組として、平成２９年度から工事に携わる男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（快適トイレ）の普及促進に取り組んでいます。



快適トイレ

土木技術職員研修の実施

（１）土木技術職員研修

建設行政は、社会情勢の変化と住民の多様化するニーズに的確に対応することが求められています。

このような情勢の中で、土木技術職員が職務に必要な知識を習得するための各種研修等を実施しています。

特に、若手職員については、“即戦力”として活躍が求められていることから、採用後、３年間で必要な知識、知見、技術が習得できるよう努めています。

（２）職場学習ガイドライン

「職員は仕事を通じて成長する」といわれるように、職場での日常の仕事を通じて行われる『職場学習』は、人材育成の基本となります。

『職場学習』は、職場で仕事を通じて指導するため、必要な指導を効果的に実施でき、その結果が直接業務遂行能力の向上に結び付くことから、大変有効です。

そこで、「職場学習の目的」から、「組織体制」、「役割分担」、「職場学習の進め方」、「運用・事例」等を取りまとめ、職場学習ガイドラインを作成し、職場学習を積極的・計画的に実施しています。